

労働者代表決定についてのお知らせ

労働基準法により会社が就業規則を作成・変更する時や会社と労働者の間で協定を締結する際には、労働者の意見聴取や行政機関への届出等の手続きが必要です。

これに伴い、2025年3月に実施致しました労働者代表立候補者への信任投票の結果、

労働者代表が決定いたしましたのでお知らせいたします。

株式会社グッドネクスト 労働者代表

【大阪本社】金本 唯菜 様

【東京支社】原田 裕司 様

(任期：2025年4月1日 ~ 2026年3月31日)

任期期間、労働者代表となられた方には、必要に応じて以下の内容についてすべての労働者の意見を代表してその決定に必要な手続きに当たっていただきます。

1. 時間外労働・休日労働に関する労使協定（三六協定）
 2. 育児休業・介護休業等の適用除外に関する労使協定
 3. 高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給申請に関する労使協定
 4. 一斉休憩の適用除外に関する労使協定
 5. 賃金の一部控除に関する労使協定
 6. フレックスタイム制に関する労使協定
 7. 変形労働時間制に関する労使協定
 8. 就業規則の作成及び変更に際しての意見聴取
 9. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定
 10. その他法令等により定められたもの
- ・弊社との雇用関係が終了する場合、終了日の翌日に労働者代表も解任となります。